

令和元年 10 月 31 日現在

被災された皆様へ

このガイドブックは、国・県等の制度改正に合わせ、随時更新してまいります。

被災者支援制度ガイドブック

【暫定第1版】

令和元年10月12日の台風19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

皆様が、1日も早く元の平穏な暮らしに戻れますように、町として一日も早い復興に全力を尽くしてまいります。

このガイドブックは、被災者支援制度についてまとめたものです。

制度について不明な点がありましたら、各制度の問合せ先にお気軽におたずねください。

佐久穂町

目 次

1	生活・住宅再建支援金	2
2	税金の減免等	4
3	介護保険料・介護サービス料の減免	7
4	国民健康保険・後期高齢者医療保険の減免	9
5	上下水道料金・し尿汲み取り手数料等の減免	12
6	国民年金に関すること	15
7	住宅の応急修理、町営住宅等への一時的な入居等	16
8	貸付金（災害援護資金、生活福祉資金）	18
9	災害弔慰金・災害障害見舞金	20
10	障がい福祉サービスに関すること	21
11	各種手当（児童扶養手当等）に関すること	22
12	町の証明書等にかかる手数料の免除	23
13	学校教育に関する支援	24
14	商工業に関する支援	25
15	ボランティアが必要なとき	29
16	その他（災害見舞金、入浴施設、相談等）	30

1 生活・住宅再建支援金

被災者生活再建支援制度（国の制度）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害により居住する住宅が著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。 <p>○基礎支援金（住宅の被害程度により支給されます） 全壊…100万円、大規模半壊…50万円 解体（やむを得ず解体に限る）…100万円、 長期避難（長期に渡り居住不能に限る）…100万円</p> <p>○加算支援金（住宅の再建方法により給されます） 建設・購入…200万円、補修…100万円 賃借（公営住宅除く）…50万円</p> <p>※1人世帯の場合は、上記金額4分の3になります。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯 ・ 被災時に現に居住していた世帯が対象、空き屋、別荘、他人に貸している世帯は対象外
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎交付金…災害にあった日から13か月の間 ・ 加算支援金…災害にあった日から37か月の間 <p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉課福祉係まで申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書、関係書類 ・ 加算支援金の場合は、購入、改修等契約書の写し
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

信州被災者生活再建支援制度（県の制度）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、国の制度と同様の支援を行います。 <p>○基礎交付金（住宅の被害程度により支給されます） 半壊…50万円</p> <p>※1人世帯の場合は、上記金額4分の3になります。</p> <p>※全壊、大規模半壊については被災者生活再建支援制度（国の制度）が該当となりますので、信州被災者再建制度の支援金は交付されません。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した世帯（※被災者生活再建支援制度（国の制度）の対象とならない場合に限る。） ・ 被災時に現に居住していた世帯が対象、空き屋、別荘、他人に貸している世帯は対象外
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎交付金…災害にあった日から13か月の間 ・ 加算支援金…災害にあった日から37か月の間 <p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉課福祉係まで申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書、関係書類 ・ 加算支援金の場合は、購入、改修等契約書の写し
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

2 税金の減免等

町税の減免等

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害を受けた日以降に納期が到来する個人の町県民税、固定資産税について、被害の程度により減免します。 <p>○個人の町県民税 前年の合計所得金額（1,000万円以下）及び所有に係る住宅の被害の程度に応じて、8分の1～全額を減免します。</p> <p>○固定資産税 所有する固定資産の被害の程度に応じて、10分の4～全額を減免します。</p>
対象者	被災者（町税納税義務者）
申請方法 必要書類	《申請期間》 災害のあった日からおおむね2か月以内 《必要書類》 減免申請書 《申請方法》 税務係まで申請してください。 （こちらから申請書を送ることもできます）
お問い合わせ	住民税務課 税務係 電話86-2526

国民健康保険税の減額・免除

<p>支援の内容</p>	<p>・佐久穂町国民健康保険に加入されている方で、台風 19 号災害により居住する住宅に損害を受けた方などに対して、その程度に応じて、国民健康保険税を減免します。</p> <p>○減免の割合 全 壊・・・全額 大規模半壊・・・2分の1 半壊・・・2分の1</p> <p>○期間 令和元年10月分から令和2年3月分まで</p>
<p>対 象 者</p>	<p>① 佐久穂町国民健康保険に加入されている方で、住家が半壊以上の被災をされて、り災証明を受けられた方。</p> <p>② 19号災害により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入等に大幅な減少が見込まれる方（減少額、前年所得等の条件があります。）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》 災害のあった日からおおむね2か月以内</p> <p>《必要書類》 ・減免申請書 ・減少する所得の根拠となる資料（上記②の方）</p> <p>《申請方法》 税務係まで申請してください。 （こちらから申請書を送ることもできます）</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>住民税務課 税務係 電話86-2526</p>

県税の減免等

<p>支援の内容</p>	<p>○自動車税、個人事業税、不動産取得税等について、減免制度があります。</p> <p>自動車税は、自動車が被災して使用できなくなった、あるいは自動車の修繕が必要になった場合などに減免となる場合があります。</p> <p>個人事業税は、災害により事業用資産あるいは住宅等資産に損害が生じた場合などに減免となる場合があります。</p> <p>不動産取得税は、災害により滅失または損壊した不動産に代わるものとして不動産を取得した場合などに減免となる場合があります。</p> <p>○このほか、申告・納期限の延長や、徴収を猶予する制度もあります。</p> <p>詳しくは問合せ先にお尋ねください。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>被災者（県税の納税義務者）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>・申請期間、申請方法、必要書類については、問合せ先までお尋ねください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>東信県税事務所 電話 0267-63-3135</p>

3 介護保険料・介護サービス料の減免

介護保険料の減免・猶予

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風 19 号災害により、住家（現に住んでいる家）が全半壊または流失し、経済的に困難を生じた被保険者に対して、介護保険料の減免・徴収猶予されます。 <p>○減免・徴収猶予の対象期間 令和元年 10 月納期分から令和 2 年 3 月納期分まで</p> <p>○減免の範囲</p> <p>全壊・大規模半壊： 猶予・減免期間中の保険料全額 半壊・床上浸水： 猶予・減免期間中の保険料 1/2</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 佐久穂町在住の 65 歳以上の被保険者で、介護保険料の滞納がなく、住家が床上浸水以上の被災をされ、罹災証明を受けられた方
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者は町へ介護保険料の猶予申請または減免申請をすることによって猶予または減免措置を受けることができます。 <p>※申請の際に、罹災証明書（申請により町住民税務課から交付）の添付が必要です。後日発行される罹災証明書により減免対象とならなかった場合は、猶予期間中の保険料の支払が発生します。</p> <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料減免・徴収猶予申請書 罹災証明書
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課 高齢者係 電話 86-2528</p>

介護保険 利用者負担金（介護サービス利用料） の減免・猶予

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風 19 号災害により、住家（現に居住している家）が全半壊または流失し、経済的に困難を生じた被保険者に対して、介護保険の一部負担金（介護サービスの利用料金）が猶予または減免されます。 ○減免の範囲 利用された介護サービスのうち、介護保険に係る費用負担を全額免除します。ただし、食事代や部屋代は対象外です。 ○猶予・減免の期間 令和元年 10 月から令和 2 年 1 月末までの期間
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久穂町在住の介護サービスを利用されている被保険者で、介護保険料の滞納されておらず、令和元年台風 19 号災害を原因とする以下の被害にあわれた方。 ①住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた者 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者 ③主たる生計維持者が行方不明である者 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
申請方法 必要書類	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所等の窓口で、減免または猶予の対象者である旨を、まずは口頭で申告していただくことで、介護保険の利用料（一部負担金）が猶予または減免されます。 <p>※介護保険料の減免申請等に添付される罹災証明書により被災状況を確認させていただく場合があります。被災状況から減免の対象とならなかった場合は、猶予期間中の利用料（一部負担金）の支払いが発生しますのでご注意ください。</p>
お問い合わせ	<p style="text-align: center;">健康福祉課 高齢者係 電話 86-2528</p>

4 国民健康保険・後期高齢者医療保険の減免

国民健康保険一部負担金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久穂町国民健康保険に加入されている方で被災された方に対して、医療機関等で診療を受ける際に、その旨を申し出ることにより、窓口での支払いが不要となります。 <p>○減免の範囲 医療保険の窓口負担（一部負担金）を全額免除します。（入院時の食事代、部屋代等は対象外です）</p> <p>○期間 令和元年10月12日から令和2年1月31日まで</p>
<p>対象者</p>	<p>19号災害により①～⑤のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》 国民健康保険税の減免申請をすることにより手続不要</p> <p>※医療機関等でその旨を申し出てください。窓口での支払は不要となりますが、上記対象者に該当しない場合は、あとから一部負担金分が請求されます。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>住民税務課 国保年金係 電話86-2527</p>

後期高齢者医療保険料の減額・免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県後期高齢者医療保険に加入されている方で、台風19号災害により居住する住宅に損害を受けた方などに対して、その程度に応じて、後期高齢者医療保険料を減免します。 <p>○減免の割合</p> <p>全壊・・・全額 大規模半壊・半壊・床上浸水・・・10分の8</p> <p>○期間</p> <p>令和元年10月分から令和2年3月分まで</p>
<p>対象者</p>	<p>① 長野県後期高齢者医療保険に加入されている方で、住家が床上浸水以上の被災をされて、り災証明を受けられた方。</p> <p>② 19号災害により事業収入、不動産収入、山林収入等に大幅な減少が見込まれる方（減少額、前年所得等の条件があります。）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民税務課へ申請してください。（郵送申請も可） <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免申請書 り災証明書（上記①の方） 減少する所得の根拠となる資料（上記②の方）
<p>お問い合わせ</p>	<p>住民税務課 国保年金係 電話86-2527</p> <p>長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320</p>

後期高齢者医療保険の一部負担金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県後期高齢者医療に加入されている方で被災された方に対して、医療機関等で診療を受ける際に、その旨を申し出ることにより、窓口での支払いが不要となります。 <p>○減免の範囲 医療保険の窓口負担（一部負担金）を全額免除します。（入院時の食事代、部屋代等は対象外です）</p> <p>○期間 令和元年10月12日から令和2年1月31日まで</p>
<p>対象者</p>	<p>19号災害により①～⑤のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》 後期高齢者医療保険料の減免申請することにより手続不要</p> <p>※医療機関等でその旨を申し出てください。窓口での支払は不要となりますが、上記対象者に該当しない場合は、あとから一部負担金分が請求されます。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>住民税務課 国保年金係 電話86-2527</p> <p>長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320</p>

5 上下水道料金、し尿汲み取り手数料等の減免

下水道使用料の減額・免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被災された世帯に対し、被害の程度に応じて下水道使用料を減額又は免除します。 ◇<u>対象1</u>：令和2年1月請求分（10月～11月使用分）について、基本料金のみ（税込825円）とします。 ◇<u>対象2</u>：令和2年1月請求分（10月～11月使用分）について、基本料金のみ（税込3,300円）とします。 ◇<u>対象3</u>：連続した3期（6ヶ月分）について、基本料金のみ（税込3,300円）とします。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>対象1</u>：排水設備が設置されている住宅等で、全壊又は半壊の被害を受けた方。 ・<u>対象2</u>：床上浸水、床下浸水の被害を受け、宅内の清掃等で水を使用した方。ただし、写真等で清掃の状況が確認できた方。 ・<u>対象3</u>：転居を余儀なくされた方。ただし、親族等があり同居する場合は対象外となります。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《受付期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：令和元年10月31日から令和元年12月20日まで。 <p>《受付場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日除く） <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（公共下水道事務所に用意してあります。） ・り災証明書（写）、又は被災が確認できる写真 ・印鑑 ・対象2の方は、清掃状況が確認できる写真
<p>お問い合わせ</p>	<p>南佐久環境衛生組合 公共下水道事務所 電話86-7710</p>

し尿汲み取り手数料の補助

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風 19 号による被害により、し尿の汲み取りが必要となった方を対象に汲み取り手数料の減免申請を受け付けます。 <p>○対象となる汲み取り期間 災害の発生から原則 14 日（10 月 13 日～10 月 28 日）以内。ただし、避難等により汲み取りが遅れた場合は、佐久平環境衛生組合にご相談ください。</p> <p>○補助（減免）額 上記の期間内の汲み取り手数料の全額。</p>
<p>対象の条件</p>	<p>次の事項に全てに該当する場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り式トイレであること。 ・台風 19 号による大雨等で発生した災害が原因で汲み取りが必要となったこと。 <p>※浄化槽は対象外となります。</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場 住民税務課 生活環境係で申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・汲み取り手数料を支払ったことが証明できる領収書又は通帳等の写し ・身分証明書（運転免許証 等） ・罹災証明書または被災届出証明書の写し、または被災したことが確認できる写真など ・印鑑 ・通帳等振込先が確認できるもの
<p>お問い合わせ</p>	<p>佐久平環境衛生組合 電話62-1119</p>

保育料の減額・免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により、経済的に困難を生じた保護者に係る保育料について、その程度に応じて、その都度減額又は免除をすることができます。 ○減免の割合 <ul style="list-style-type: none"> 全 壊・・・全額 半 壊・・・2分の1 床上浸水・・・徴収基準額表に定める階層の直近下位の額 ○期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月分から令和2年3月分まで（床上浸水は、令和元年12月分まで）
<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住で、町立保育所に入所している園児の保護者が居住している家屋の被害が、床上浸水以上である世帯。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども課保育園係まで申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の減額免除申請書 ・り災証明書
<p>お問い合わせ</p>	<p>教育委員会 こども課保育園係 電話86-4940</p>

6 国民年金に関すること

国民年金保険料の免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風 19 号により大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難になった場合、保険料が免除されることがあります。 <p>○免除の割合 全額免除</p> <p>○期間 令和元年9月分から令和3年6月分まで (1年単位での申請が必要なため、現時点では令和元年9月分から令和2年6月分まで。)</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者で、台風19号により住宅・家財・その他の財産に2分の1以上の金額の損害を受けた方。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小諸年金事務所または住民税務課へ申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・被災状況届（損害を受けた財産の金額、損害額等） ・り災証明書 ・保険金・損害賠償金等の金額が確認できる証明書（り災証明書により損害の程度が2分の1以上と確認できる場合は、被災状況届は省略可） <ul style="list-style-type: none"> ・免除された分は年金額から減額されますが、10年以内であればあとから保険料を納める（追納）により、保険料を納付した場合と同じになります。ただし3年度以降に保険料を追納する場合、加算額が上乗せされるので早めの納付を。
<p>お問い合わせ</p>	<p>小諸年金事務所 電話 0267-22-1080</p> <p>住民税務課 国保年金係 電話86-2527</p>

7 住宅の応急修理、町営住宅等への一時的な入居等

住宅の応急修理

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 <p>○修理限度額</p> <p>大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）：30万円【同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。】</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は大規模半壊した方。（全壊でも対象となる場合があります。） ②応急仮設住宅等に入居しない方。（応急修理を受けた方は、応急住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯。（※大規模半壊以上の世帯については、資力は問いません。）
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急修理は、佐久穂町へ申し込み、佐久穂町が業者に依頼して実施します。
<p>お問い合わせ</p>	<p>被災者支援対策室 電話86-2525</p>

町営住宅への一時的な入居

<p>支援の内容</p>	<p>・台風 19 号災害による被災者で住宅に困窮している方は、一時的に町営住宅へ入居することができます。</p> <p>○ 対象住宅…現在入居者のいない町営住宅 ○ 入居期間…当面3ヶ月 ○ 使用料 免除</p>
<p>対 象 者</p>	<p>・台風 19 号災害による被災者で住宅に困窮している方。</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《必要書類》 ①町営住宅一時使用許可申請書（町が用意する様式） ②誓約書（町が用意する様式） ③罹災証明書</p> <p>《申請方法》 総務課管財係までお申出ください。 聞き取り、書類等による状況確認を行います。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>総務課 管財係 電話86-2525（代表）</p>

8 貸付金（災害援護資金・生活福祉資金）

災害援護資金

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住居や家財に損害を受けた方に、資金の貸付を行います。 ○世帯主が負傷した場合（治療期間1か月以上） <ul style="list-style-type: none"> 家財の損害が1／3以上…150万円 家財の損害があり住居の損害がない場合…250万円 住居が半壊した場合…270万円 住居が全壊した場合…350万円 ○世帯主が負傷しなかった場合 <ul style="list-style-type: none"> 家財の損害があり住居の損害がない場合…150万円 住居が半壊した場合…170万円 住居が全壊した場合…250万円 住居の全体が滅失若しくは流失した場合…350万円 ○貸付利率…0%、 連帯保証人…必要 据置期間…3年、 償還期間…10年 ※連帯保証人がいない場合は相談してください。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 <ol style="list-style-type: none"> 1.世帯主が災害により負傷し、その療護に要する期間が概ね1か月以上 2.家財の1／3以上の損害 3.住居の半壊又は全壊・流失 ※所得制限があります。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害のあった日の翌月から3か月以内 <p>《申請方法・必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課福祉係まで相談してください。
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

生活福祉資金制度（緊急小口資金）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、生活費を必要とする世帯に貸付を行います。 <p>○貸付限度額…10万円 ○貸付利率…無利子 ○実施主体…長野県社会福祉協議会</p> <p>※このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 <ol style="list-style-type: none"> 1.低所得者 2.障害者世帯 3.高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） <p>※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の支援を受けること。</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法・必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐久穂町社会福祉協議会まで相談してください。
<p>お問い合わせ</p>	<p>佐久穂町社会福祉協議会 電話86-4273</p>

9 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金・災害障害見舞金

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により亡くなられた方の遺族に対し、弔慰金を支給します。 ・災害により心身に重度の障害を受けた方に見舞金を支給します。 <p>○亡くなられた方が生計維持者…500万円 ○亡くなられた方が生計維持者以外…250万円 ○障害を受けた方が生計維持者…250万円 ○障害を受けた方が生計維持者以外…125万円</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により亡くなられた方の遺族 ・災害により心身に以下のいずれかの障害を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> 1.両目が失明したもの 2.咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6.両上肢の用を全廃したもの 7.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8.両下肢の用を全廃したもの 9.精神又は身体の障害を重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法・必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課福祉係まで相談してください。
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

10 障がい福祉サービスに関すること

障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の減免等、自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス（介護給付費、訓練等給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免が受けられます。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業に係る補聴器買替えのための要件が緩和されます。 ・自立支援医療費（育成医療・更生医療）負担額の猶予・減免措置が受けられます。 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神）の有効期限を延長することができます。 <p>※猶予、減免、延長等が認められる期間が限定されます。</p>
<p>対象者</p>	<p>災害により被災を受けた方で各制度を利用されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを利用している方又はその世帯で生計を主として維持している方 ・補装具費、自立支援医療（更生・育成）、精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神）を受けている方
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法・必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課福祉係まで相談してください。
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

11 各種手当（児童扶養手当等）に関すること

児童扶養手当・特別児童扶養手当 所得制限解除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限による一部停止・全部停止は、特例措置により支給となる場合があります。 <p>○対象期間 令和元年10月から令和2年10月まで</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた世帯。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> こども課子育て支援係まで申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況書 り災証明書 <p>《申請にあたっての注意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の所得が、所得制限額以上であった場合は、支給した手当の再計算を行い、手当額の全部又は一部を返還いただく場合があります。 被害金額には、保険等で補てんされた額は含みません。
<p>お問い合わせ</p>	<p>教育委員会 こども課子育て支援係 電話86-4940</p>

12 町の証明書等にかかる手数料の免除

各種証明書等にかかる手数料の免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災に関連しての各種手続きに必要な証明書等にかかる手数料を免除します。 対象となる証明書等は次のものです。 <p>○住民票の写し ○印鑑登録証明書</p> <p>○印鑑登録証の再交付 ○個人番号カードの再交付</p> <p>○通知カードの再交付 ○所得証明書 ○課税所得証明書</p> <p>○納税証明書 ○評価証明書 ○公課証明書</p> <p>○資産証明書 ○名寄帳 など</p>
<p>対象者</p>	<p>被災者（り災証明書を受けた方）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》 当分の間（終期はホームページ等でお知らせします。）</p> <p>《必要書類》 り災証明書又はその写し</p> <p>《申請方法》 各種証明書等を申請される際に申し出てください。 ※コンビニ交付サービス及び広域交付サービスには適応されません。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>住民税務課 住民係 電話86-2527 税務係 電話86-2526</p>

13 学校教育に関する支援

学用品の給与

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により、学用品（教科書・文房具・通学用品）が滅失又はき損した場合は、被害を受けた児童・生徒に対して無償で給与します。
対象者	<ul style="list-style-type: none">・全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯のうち、学用品が滅失又はき損した児童・生徒。
申請方法 必要書類	<ul style="list-style-type: none">・被災状況について、教育委員会が調査を行い支給します。
お問い合わせ	教育委員会 こども課学校教育係 電話86-4940

14 商工業に関する支援

●長野県中小企業融資制度「経営健全化支援資金—災害対策」

<p>支援の内容</p>	<p>被災された中小企業者の事業復旧を支援するための融資制度です。事業活動に支障が生じ、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸し付け対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 設備・運転資金ともに3,000万円 ・貸付期間上限 設備資金10年(15年)〈据置1年〉 ()内は土地・建物等 運転資金7年〈据置1年〉 ・貸付利率(年率) 1.1% ・信用保証料率 0.44%以内 自己負担1/5 残り4/5は県と町が負担
<p>対象者</p>	<p>罹災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方</p> <p>※今回の台風19号の災害に限り、「市町村長等の罹災証明書を受けた者」に加え、「市町村長等の罹災証明書を受けることができる者※」も対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書等交付申請書の写し及び今回の災害による被害であることを示す添付書類(写真・地図等)」を申込書類とする。罹災証明書等の原本が発行された場合は速やかに佐久地域振興局商工観光課に提出すること。
<p>申請方法・問合せ先</p>	<p>佐久穂町商工会または金融機関にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者拡大の取り扱い期限は現時点で示されておりません。期限が設けられる場合がある旨ご留意ください。 <p>佐久穂町商工会 本所 ☎ 0267-86-2275 八千穂支所 ☎ 88-2215</p>

●長野県中小企業融資制度「経営健全化支援資金—特別経営安定対策」
セーフティネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等）での利用）

<p>支 援 の 内 容</p>	<p>前述の災害対策資金とは別の「特別経営安定対策資金」が、当該保証制度の認定（4号認定）※ を受けることで、<u>保証料の自己負担なし</u>で活用できます。（保証料補給のある既存県制度融資の借り換えが可能です）</p> <p>※認定要件が「事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること」とされており、<u>認定要件の具備に時間がかかってしまいます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額 設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円 ・ 貸付期間上限 設備資金 10年<据置1年> 運転資金 7年（借換10年）<据置1年> ・ 貸付利率（年率） 1.6% ・ 信用保証料率 0.44%以内 保証料自己負担なし
<p>対象者</p>	<p>前述の「4号認定」を取得した方 （認定の指定期間：令和元年10月12日から令和2年1月24日）</p>
<p>申 請 方 法・問合 せ先</p>	<p>佐久穂町商工会または金融機関にお問い合わせください。</p> <p>※「4号認定」の認定申請先は佐久穂町役場です。</p> <p>佐久穂町商工会 本所 ☎ 0267-86-2275 八千穂支所 ☎ 88-2215</p> <p>佐久穂町役場 産業振興課 商工観光係 ☎ 88-3956</p>

●雇用・労働関連の支援制度（ハローワーク）

<p>支 援 の 内 容</p>	<p>① 特別相談窓口の開設</p> <p>② 雇用調整助成金の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生日に遡っての休業等計画届の提出が可能 ・生産指標の確認期間を3カ月から1カ月に短縮 ・災害発生時に起業後1年未満の事業主も助成対象 ・最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 <p>（「雇用調整助成金」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、<u>一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです</u>）</p> <p>③ 中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置</p>
<p>対 象 者</p>	<p>① 事業者の方、労働者の方</p> <p>② 今回の台風19号にともなう「経済上の理由※」により休業等を行う事業主</p> <p>※「経済上の理由」・・・台風による直接的な被害は当たりませんが、災害にともなう経営環境の悪化が該当します。</p> <p>例) 原材料や商品等の取引ができない、出勤や配送ができない、インフラの被災で営業ができない、風評被害により来客が減少した、早期の修復が不可能、など</p> <p>③制度を利用中の方</p>
<p>問 合 せ 先</p>	<p>佐久公共職業安定所（ハローワーク佐久）</p> <p>☎ 0267-62-8609 （8：30～17：15）</p>

●その他の災害対策（相談窓口・金融機関等）

支 援 の 内 容	<p><長野県信用保証協会></p> <ul style="list-style-type: none">・災害緊急特別保証 今回の災害用保証。県・市町村制度資金では利用できません。 詳細は直接お問い合わせください。・特別相談窓口 保証統括部 保証統括課 フリーダイヤル 0120-34-7680 （8：45～17：15） 佐久支店 ☎ 0267-68-8484 <p><日本政策金融公庫></p> <ul style="list-style-type: none">・災害復旧貸付 利率を引き下げた融資。詳細は直接お問い合わせください。・相談窓口 小諸支店 ☎ 0267-22-2591
--------------	---

●各種支援制度の利用にあたって

利用手続きに際し、「罹災証明書」や「被災時の様子がわかる写真」「復旧に要した経費を証明するもの」等の書類が、ほとんどの場合必要になります。

特に「罹災証明書」は、任意保険等でも必要になりますので、事業者の皆様も社屋等が被災した場合は取得してください。

また、建物・設備等が被災した場合は、（復旧前後の）写真を撮っていただき、復旧や撤去等に要した経費を証明するもの（見積書、請求書、領収書等）を保管してください。

佐久穂町役場 産業振興課 商工観光係

係長：山口 担当：大工原

☎ 0267-88-3956（FAX：88-3958）

15 ボランティアが必要なとき

佐久穂町災害ボランティアセンター

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋や物置の片付けなどの手伝いを頼むことができます。お困りごとがございましたら、災害ボランティアセンターにお気軽にご連絡ください。 <p>○受付期間 令和元年 11 月 8 日（金）まで</p> <p>※受付期間終了後は、佐久穂町社会福祉協議会にご相談ください。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 10 月台風 19 号により被災された世帯。
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に佐久穂町社会福祉協議会に、電話でご連絡ください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア依頼票
<p>お問い合わせ</p>	<p>佐久穂町災害ボランティアセンター 佐久穂町社会福祉協議会ふれあい支所 地域福祉活動推進課 電話 86-4273</p>

16 その他（災害見舞金、入浴施設、相談等）

佐久穂町災害見舞金制度

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害を受けた方へ町から見舞金が交付されます。 ○水害を受けた家屋（住宅及び店舗に限る。） <ul style="list-style-type: none"> 全壊、流失、埋没…10万円 半壊、一部損壊、床上浸水、床上土砂流入…5万円 ※罹災証明区分と異なる場合があります。 ※本来、床上浸水及び床上土砂流入は3万円ですが、令和元年台風第19号による被災に限り5万円が交付されます。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、被災された世帯の世帯主
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法・必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課福祉係に確認後に交付します。 ・原則、申請は不要です。口座振替の申請を依頼する場合があります。
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

長野県災害見舞金制度

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害を受けた方へ県から見舞金が交付されます。 <p>○水害を受けた家屋 床上浸水…5万円</p> <p>※全壊、大規模半壊、半壊等については被災者生活再建支援制度及び信州被災者生活再建支援制度が該当となりますので見舞金は交付されません。</p> <p>※本来、床上浸水は2万円ですが、令和元年台風第19号による被災に限り5万円が交付されます。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、被災された世帯の世帯主
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月末日まで間（予定） <p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課福祉係まで申請してください。 <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 （※現在、県で準備中です。別途お知らせします。）
<p>お問い合わせ</p>	<p>健康福祉課福祉係 電話86-2528</p>

町・郡内入浴施設の無料サービス

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内・郡内の各町村等の協力により、入浴施設の入浴料が無料で入浴できます。 ① 佐久リゾートゴルフ倶楽部 11時30分～16時 ※期間中無休 15時受付終了 ② 小海町 八峰<small>やっほつ</small>の湯 10時～21時（受付20時まで） ※期間中無休 ③ 南相木村 滝見の湯 10時～21時（受付20時まで） ※第二・第四火曜日休館日 <p>○期間 11月1日から30日まで</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により、自宅で入浴ができない住民 ・水道の水量不安定により入浴が困難な地区住民 大日向3区・4区・かさなり区
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>《申請方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計室で入浴無料券を配付しています。 （平日午前8時30分～午後5時15分） [休日夜間は宿日直対応になります。] <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>◎入浴に必要なタオル等は各自ご持参ください。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>会計室 電話86-2559</p>

行政に対する相談受付

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 支援措置を講じている関係機関等と協力して、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しています。 ◇電話による相談受付 平日 8：30～17：00 上記以外は留守番電話対応 行政相談専用ダイヤル 0570-090110 ◇来所による相談受付 平日 8：30～17：00 住所：長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 4階 長野行政監視行政相談センター きくみみ長野 ◇インターネットによる相談受付 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html ◇FAX による相談受付 026-232-4529
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 被災者の方。
<p>お問い合わせ</p>	<p>総務省 長野行政監視行政相談センター 電話：026-235-5566 FAX：026-232-4529</p>

各種相談窓口

◇「こころ」と「からだ」の健康相談

災害により、不安や悲しみ、無力感などの精神的な健康問題や、不眠や食欲不振、異常な疲れなどの身体的な健康問題で悩んでいる方を対象としています。また、ご家族やご近所さん、職場の方等からの相談もお受けします。

受付：平日 8：30～17：15

来所・電話どちらでもお受けします。

健康福祉課 保健師 電話 86-2525

◇消費生活相談

消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。

消費者ホットライン（局番なし 188）、又は消費者センターへ電話してください。

東信消費生活センター 電話 0268-27-8517

（受付時間：平日 8：30～17：00）